

御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年御杖村条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「以下この号」の次に「及び第 6 項第 1 号」を加え、同条第 5 項を次のように改める。

前項(第 2 号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)又は特区法第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、村長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

第 6 条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を次のように改める。

村長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

第 6 条第 4 項に次の各号を加え、同項を同条第 6 項とする。

- (1) 村長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の規模に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じるとき
- (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

第 6 条第 3 項を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項第 2 号中「A」を「A」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「ときは、前項

第2号の規定を適用しないこととすることができる。」を「場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第4項とする。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと村長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 村長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第1項の次に次の2項を加える。

2 村長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力

等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（奈良県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。）」を加える。

第28条第7号イの表を次のように改める。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建設基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建設基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建設基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建設基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 建設基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建設基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建設基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建設基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建設基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建設基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

第29条第1項本文中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第1項本文中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第37条第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第42条の表を次のように改める。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人

31人以上 40人以下	10人
41人以上 50人以下	12人
51人以上 60人以下	15人
61人以上 70人以下	20人
71人以上	20人

第43条第8号イの表を次のように改める。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建設基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建設基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建設基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建設基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建設基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建設基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建設基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建設基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建設基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建設基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

第44条第1項本文中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項中「第6条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第47条第1項本文中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附則第6条の見出し中「A」を「A」に改める。

附則第8条中「8時間」を「8時間」に、「A」を「A」に改める。

附則第9条中「登録を受けた者」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

附則(令和7年3月6日条例第14号)の改正

附則中「令和7年4月1日」を「令和7年4月1日」に改める。

附 則

((経過措置))

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、同条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者(A型)、小規模保育事業者(B型)、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。